

財団法人新潟県体育協会新潟県スポーツ少年団規程

第1章 総 則

第1条 財団法人新潟県体育協会（以下「本会」という。）は、寄附行為第4条第8項の事業を遂行するために、新潟県スポーツ少年団（以下「本団」という。）を設置する。

第2条 本団（Niigata Junior Sports Clubs Association.略称 N.J.S.A）は、県内の登録をした市町村スポーツ少年団を代表する組織体とする。

2 本団は、市町村スポーツ少年団をもって構成する。

第2章 目 的

第3条 本団は、スポーツ少年団活動の普及と育成及び活動の活性化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事 業

第4条 本団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団育成計画の策定と実施
- (2) スポーツ少年団活動の普及・指導
- (3) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と活用
- (4) スポーツ少年団の県内・県外及び国際交流事業の推進
- (5) スポーツ少年団に関する広報活動の実施
- (6) スポーツ少年団活動に関する調査・研究
- (7) スポーツ少年団の顕彰
- (8) 体力テストの実施及び普及
- (9) 関係団体との連携
- (10) その他、第3条の目的達成に必要な事業

第5条 本団は、前条の事業に関しては決定及び実施の権限を有する。ただし、本団の事業実施の基本方針及び予算決算並びにその変更については、本会理事会の承認を得るものとする。

第4章 登 録

第6条 本団への加入は、登録をもって行う。

2 登録に関しては、日本スポーツ少年団の定める登録規程及び登録規程施行細則による。

3 登録の認定を受けたものがスポーツ少年団の目的にふさわしくない行為があったと認められるときは、常任委員会の議決により登録を取り消すことができる。

第5章 役 員

第7条 本団に次の役員を置く。

- (1) 本 部 長 1名
- (2) 副本部長 4名以内
- (3) 常任委員 10名以上25名以内
- (4) 委 員 31名以内

2 本部長、副本部長及び常任委員は就任時においてその年齢が70歳未満でなければならない。

第8条 委員は、各市町村スポーツ少年団がその本部長又はそれに準ずる者の中から1名を選出する。

第9条 本部長、副本部長は委員総会で選出し、本会会長が委嘱する。

2 本部長は本団を代表し、団務を統轄する。

3 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、本部長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。

第10条 常任委員は委員総会において委員の互選により選出された者を本部長が委嘱する。

2 本部長は、指導者協議会の役員を常任委員として委嘱することができる。

3 前項の他、本部長は学識経験者から若干名を常任委員に委嘱することができる。

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法により欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。

3 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行う。

第6章 会議

第12条 委員総会は、本部長、副本部長、常任委員及び委員をもって構成（以下「総会構成員」という。）し、本団の事業計画、予算、事業報告、決算その他業務に関する重要事項で、本部長の付議した事項を議決する。

2 委員総会は毎年1回以上開催し、本部長がこれを招集して議長となる。

3 前項の他、常任委員会が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に臨時の委員総会を招集しなければならない。

第13条 委員総会は総会構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りでない。

2 総会構成員が委員総会に出席できないときは、議決権を他の総会構成員に委任することができる。この場合、委任した総会構成員は出席したものとみなす。

なお、委員については、その者が属する市町村スポーツ少年団の役職員に委任することができる。

第14条 委員総会の議事は出席した総会構成員の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長がこれを決める。

第15条 常任委員会は本部長、副本部長及び常任委員をもって構成（以下「委員会構成員」という。）し、本団の団務を議決し執行する。

2 常任委員会は必要に応じて開催し、本部長がこれを招集して議長となる。

第16条 常任委員会は委員会構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

2 委員会構成員が常任委員会に出席できないときは、議決権を他の委員会構成員に委任することができる。この場合、委任した委員会構成員は出席したものとみなす。

第17条 常任委員会の議事は出席した委員会構成員の過半数をもって決め、可否同数の場

合は議長がこれを決める。

第 18 条 本部長は、スポーツ少年団の発展に寄与し、連帯と情報交換を図るため、市町村スポーツ少年団本部長会議を開催することができる。

第 7 章 専門部及び専門委員会

第 19 条 本団に事業の円滑な実施等に資するため、常任委員会の議決を経て専門部（育成指導部及び競技別の専門部）及び専門委員会を置くことができる。

2 専門部及び専門委員会について必要な事項は、本部長が別に定める。

第 8 章 指導者協議会

第 20 条 本団に指導者の資質と指導力向上のため、指導者協議会を置くことができる。

2 指導者協議会について必要な事項は、常任委員会の議決を経て別に定める。

第 9 章 会 計

第 21 条 本団の会計は本会の特別会計とし、補助金、寄附金、登録料及びその他をもって支弁し、本会の定めるところにより処理する。

第 10 章 事務局

第 22 条 本団の事務は、本会事務局において処理する。

第 11 章 補則

第 23 条 この規程に定めるもののほか、本団の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

第 12 章 本規程の変更

第 24 条 この規程は、常任委員会及び委員総会においてそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得た後、本会理事会の承認を得て変更することができる。

附 則

1 この規程は、昭和 4 2 年 4 月 1 7 日から施行する。

昭和 5 2 年 4 月 1 日改正

昭和 5 3 年 3 月 2 2 日改正

昭和 6 3 年 3 月 2 9 日改正

平成 7 年 4 月 1 日改正

2 この改正規程施行時において、既に旧規程により選出された本部員は常任委員、代議員は委員と読み替えるものとする。

平成 1 0 年 3 月 2 4 日改正

3 この改正規程施行後、最初に就任する役員の任期は、第 11 条第 1 項の規定に関わらず、最初の委員総会の日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までとする。

4 この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 1 年 3 月 2 4 日改正